

平成30年度 藤井寺市保育所等利用者負担額(保育料)徴収額表

H30.10 改正

単位:円

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯 ※1	2,500	1,500	1,500	2,400	1,400	1,400
第3	市町村民税均等割のみの世帯	8,500	6,000	6,000	8,300	5,800	5,800
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	9,500	7,000	7,000	9,300	6,800	6,800
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ~ 55,000円未満	15,500	12,000	12,000	15,200	11,700	11,700
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ~ 65,000円未満	16,500	13,000	13,000	16,200	12,700	12,700
第7	市町村民税所得割額 65,000円 ~ 85,000円未満	20,000	17,500	17,500	19,600	17,200	17,200
第8	市町村民税所得割額 85,000円 ~ 97,000円未満	25,500	19,400	18,000	25,000	19,000	17,600
第9	市町村民税所得割額 97,000円 ~ 145,000円未満	37,000	26,800	24,700	36,300	26,300	24,200
第10	市町村民税所得割額 145,000円 ~ 169,000円未満	40,000	27,400	25,000	39,300	26,900	24,500
第11	市町村民税所得割額 169,000円 ~ 301,000円未満	51,000	29,600	25,300	50,100	29,000	24,800
第12	市町村民税所得割額 301,000円 ~ 397,000円未満	53,000	29,800	25,500	52,000	29,200	25,000
第13	市町村民税所得割額 397,000円以上	55,000	30,000	25,700	54,000	29,400	25,200

※1 第2階層の2人目以降は無料(平成29年度からの拡充制度)

- 本市の利用者負担額(保育料)は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により、市町村民税で決定します(第1階層は除く)。ただし、市町村民税が未申告等により、利用者負担額の判定ができない場合は、最高額(仮算定)の徴収となります。また転入等により本市に課税台帳がない場合は、保護者から課税証明書等を提出してもらい、利用者負担額を決定します。
- 第3階層から第13階層における同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援もしくは特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合、2人目の利用者負担額は半額、3人目以降を無料となります。
- 第3階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいいます。
- 第4階層から第13階層までにおける「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいいます。ただし、所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除及び寄附金税額控除を適用する前の額とします。
- 利用者負担額の決定にあたっては、当該年度の初日の前日における満年齢によるものとし、当該年度中はその年齢を適用します。
- 入所日が月の16日以降であるとき又は退所日が月の15日以前であるときは、算定した利用者負担額の2分の1の額とします。
(10円未満の端数は切り捨てます)
- 4月分から8月分の利用者負担額については前年度の税額とし、9月分から翌年3月分の利用者負担額は当該年度の税額とします。

多子世帯の軽減措置

- 市町村民税所得割額が57,700円以上の方(第6階層の一部及び第7階層から第13階層の方)について、小学校就学前の子どもの中で、最年長の子どもから順に数えて2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合に2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無料となります。(対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間)



裏面に続く

- ② 市町村民税所得割額が57,699円以下の方(第3階層から第5階層及び第6階層の一部の方)について、年齢制限を撤廃し支給認定保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて2人目の利用者負担額は半額、3人目以降は無料となります。



※多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関する注意点

上記②について、多子世帯に対する利用者負担額の軽減措置に関して藤井寺市に住民票がある同一世帯の兄弟については、利用者負担額の算定に反映させていますが、別世帯や藤井寺市外に住民票がある兄弟については反映できませんので、市町村民税所得割額が57,699円以下の方(第2階層から第5階層及び第6階層の一部)で生計を一にする(扶養に取ってられる)子どもがいる場合はお問い合わせください。

ひとり親世帯等の軽減措置

- ① 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても下記条件に該当する世帯である場合には、この徴収額表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を0円とします。
- ② 市町村民税所得割額が77,100円以下の方(第3階層から第6階層及び第7階層の一部)について、支給認定保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから数えて1人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合の利用者負担額は下記参照、2人目以降は無料となります。

・要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)である世帯

・「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養している者の世帯及び配偶者のない男子で現に子どもを扶養している者の世帯

・「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ひとり親世帯等の軽減措置(1人目の徴収額)

単位:円

支給認定保護者の属する世帯の所得の階層区分		保育標準時間			保育短時間		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第3	市町村民税均等割のみの世帯	4,250	3,000	3,000	4,150	2,900	2,900
第4	市町村民税所得割額 25,000円未満	4,750	3,500	3,500	4,650	3,400	3,400
第5	市町村民税所得割額 25,000円 ~ 55,000円未満	7,750	5,000	5,000	7,600	4,800	4,800
第6	市町村民税所得割額 55,000円 ~ 65,000円未満	8,250	5,500	5,500	8,100	5,300	5,300
第7	市町村民税所得割額 77,100円以下	9,000	6,000	6,000	8,800	5,800	5,800

※市民税所得割額77,101円以上の世帯は、ひとり親世帯等の軽減措置の対象にはなりません。

※2人目以降は無料

◇未婚のひとり親への「寡婦(夫)控除」のみなし適用の実施について

ひとり親家庭の支援推進の一環として、税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されていない20歳未満の子どもを養育するひとり親に対して、当該控除があるものとみなして利用者負担額の算定を行う「寡婦(夫)控除」のみなし適用を実施しています。(税そのものを控除するものではありません。適用後も利用者負担額が変わらない場合があります。)対象となる方は保育幼稚園課に申請してください。

藤井寺市 子ども・健康部
保育幼稚園課 入所運営担当
Tel 072-939-1126(直通)